

クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)



知るぼるとキャラクター
矢口イチ(矢口家の愛犬)

答えは ③糖尿病

三大生活習慣病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になった場合に、請求により、生きているうちに死亡保険金と同額の保険金が受け取れる保険を「特定疾病保障保険」、「三大疾病保障保険」などと呼んでいます。三大生活習慣病による保険金支払い事由が発生しないまま死亡・高度障がいになった場合でも同額の保険金が受け取れます。なお、生前に保険金を受け取るとその時点で契約は消滅するため、その後の死亡時に死亡保険金を受け取ることはできません。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL: 088-822-0114

消費生活センター便り

ネット通販のお試し購入
契約条件をよく確認!!!



最近、ネット通販で「無料」や「送料のみ負担」といったお試し商品を購入したら、定期購入が条件の契約だったというトラブルが多発しています。

事例

インターネット広告で見つけた健康食品を、お試し価格の500円で申し込んだ。体に合わなかったので追加注文はしなかったが、翌月同じ商品が送られてきた。問い合わせたところ、お試し価格は3回以上の定期購入を利用することが条件だった。体に合わないことを伝えしたが、「定期購入しないのであれば、初回分も500円ではなく通常価格での販売になる。差額分を支払うように。」と言われた。

インターネット等で商品を申し込む通信販売は、商品の購入条件や返品可否、返品期間等について、各事業者が任意に定めることができます。そして、実際に商品を目にし説明を受けたりすることができない通信販売では、広告の記載事項が商品の選択に当たり、唯一の情報源であることから、広告に、購入条件や返品特約を記載することが法律で定められています。条件等が記載されている場合は、それに従わなければなりません。

今回の事例では、お試し価格での購入は3回以上の定期購入が必要という条件がHPに記載されていたため、追加金額を支払って1回限りの購入とするか、必要回数分定期購入した後解約するかの、いずれかになります。

また、通信販売にはクーリングオフ制度がありません。「無料」や「お試し」といった言葉に惑わされず、商品を購入する前に広告をよく読んで、購入条件や、返品可否、条件などをよく確認しましょう。

高知県立消費生活センター

☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地
「ソーレ」2階
(休所日 土・祝日・12/29~1/3)

相談受付 日~金 9:00~16:45
※日曜日にも相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

